

新潟市地球温暖化対策本部設置要綱

(設置)

第1条 本市における地球温暖化対策を総合的に推進し、新潟市地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）の進行管理を適切に実施するため、新潟市地球温暖化対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 実行計画の策定・改定に関する事項
- (2) 地球温暖化対策施策・事業の進行に関する事項
- (3) 実行計画の評価に関する事項
- (4) その他、必要な事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員により構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、庁議構成員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長が必要と認めたときは、本部構成員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。